

ダイヤ指示	電信用	執務用	計
		0	21
計	84% 未>		
届			

送	昭和42年12月28日
信	

文書課長

公 信 案 (分属)

公 信 番 号	重 北 第 567 号	公 信 日 付	昭和 昭和42年12月2日
---------	-------------	---------	---------------

大 臣	アジア局長	起 終	昭和42年11月29日
政 務 次 官	参 事 官		
市 務 次 官	総務参事官		
外 務 審 議 官			
官 房 長	主 北 東 ア ジ ア 課 長	起 案 字 号	724

早川 新 正 打

受 信 者	発 信 者
厚生省援護局長	アジア局長

送 付 先	(希 望 送 付 日)

件 名
韓国原爆被害者実態について

韓国原爆被害者実態について

韓国における原爆被害者の実態について在韓国本村大使

の11月7日付政文4755号および11月24日付政文5037号を以て

報告趣意として同公信箋^{及び}付添別添を送付し、何卒の

保護恩恵の賜を乞うべく不取を以てす。

付属添付

写指 4

水

政第4755号

昭和42年11月7日

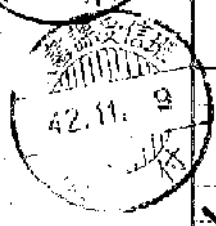
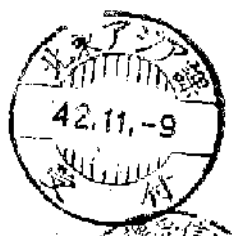
外務大臣殿

在大韓民國

木村大使

韓国人原爆被害者陳情に7112

11月4日 韓国人原爆被害者陳情
団約20名は「日本政府は韓国人原爆被害
者に対し保障せよ」、「米国政府は韓国人原爆
被害者に対し道義的責任をとれ」等のプラ
カードを携え、労働館を来訪、応接に当た
る者に対し、「広島および長崎で被爆し



帰国した韓国人原爆被害者は約3万人と
(代表理事 渡邊 謙)
推定される。本年7月、被爆者協会をつくり、
原爆被害者救済方につき韓国政府に働きか
けているが、一向に~~等~~^返が~~あ~~^らない。現在協会
には約1,300名が加入しているが、その
大部分が生活困窮者である。原爆後遺症
のため労働能力を欠き、極貧状態にあり、
子女の養育は勿論、治療の途さえなく、全く
途方に~~くら~~^{くら}ている』と被爆者救済の窮状
を繰々訴えたと共に、(1)原爆被害者
に対する日本政府の補償、(2)治療援
助、(3)生活補助の3点を要請した。
これに対し~~審査~~^{審査}判、補償^償問題は
法的にはすでに解決済みであり、如何と
もならぬが、治療その他の問題に

ついでに 人道的な見地から 検討の余地が
あると思われるとの趣旨と説明いたしたところ、
貴方は、治療および生活補助等について
日本側の好意、協力を求めるとともに、
長期的な対策として、例えは「韓国」に
爆センター（日・米・韓の合同事業として）
を設立することなども研究して欲しい旨
と述べ、概かに辞去した趣意がある。

尚高菜のとおり、韓国人京爆被害者に対する
補償は、これを法的問題として取上げる余
地は全くないうちであるが、上記事情から
明らかながら、韓人被害者は可成りの数に
^{（結構多い）}
上 ~~あり~~、しかしその大部分が生活困窮者^の
~~ため~~、治療しほんど受け得ない窮状
にある~~が~~、この際 人道的見地に立って

（この認めらぬのび）

例文は、右様用の「K造、赤十字社を担する
救済委員連名」の形で、~~援助~~の字と差伸したことは、
畢に被爆者の故郷という道義的面に
おいてのみならず、これが韓国民全般に好
感を与え、遂には日韓親善を促進する
一助となり得るやに思考をいたすに於いては、
事件故郷搭客方につき関係が細くとも連絡
の上、何分の御禮を賜わたくお願ひする。
(なお上記京爆被害者の実態については
今後出来るだけ詳細に調査する所存で
ある)

秘密指定解除
公文書監理室

アジア局長

参事官

総務参事官

北東アジア課長

秘

原
生
者
の
手
記
を
基
に
再
考
す
べ
し
と
す

甲川 事務官

事務官

政第5037号

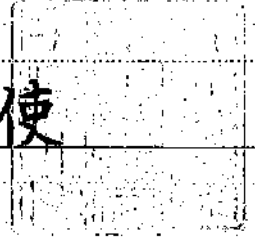
昭和42年11月24日

別添

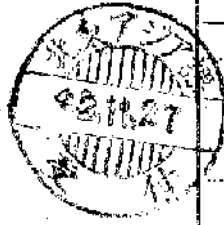
外務大臣殿

在大韓民國

木村大使



韓国原爆被害者実態に付



11月7日付 往信政第4755号
 に関し、韓国系爆被害者援護協会
 および被爆者実態等につき、三谷彦幸
 が関係方面につき調査したところおよび
 くに^{とくに}調査したところを総合すれば
 概ね次のとおりである。

(1) 解放後、広島および長崎の原
 爆被害者が多数帰国したが、その人数は
 不明。帰国後そのうち多数のものが死亡した。
 これら被爆者は、^{かつて}李承晩政府
 および張勉政府に救済方を陳情したが
 全然取上げられなかった。彼らは身体障害、
 生活苦から絶望的になり、その行動は次第に
 社会治安を脅かす傾向を示すに至った。

1965年10月、内務部治安局は、その

社会治安に及ぼす影響を憂慮し、韓国赤十字社に指示し、被爆者実態を調査せしめた。しかし、赤十字社の調査は種々の制約を受け、十分な成果をあげることができず、赤十字社が把握し得たものは580名であった。^(しかし) 実際数はその数倍に上るものと推定された。

1967年大統領および国会議員選挙を目前に控え、治安当局は韓国原爆被害者に対する外面指導に、一部資金(約30万ドル)を提供し、韓国原爆被害者援護協会を組織させた。

(2) 現代表理事義度煥が中心となり、1967年1月27日上記協会を組織、7月10日社団法人の登記を了し、協会は正式に

添付は。

協会は、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて、
全国に散在する被爆者^{協会加入者}に呼びかけるとして
に、政府、社会教育および一般国民に対し
救済方を訴えるこの運動は現在も、協会
関係上細々ではあるが、続けられてゐる。

このほか、協会は広島市の中国新聞()
()記者、広島大医学部志水清博士等に
も運動の年を助け、その他同情的支援を得て
いる。

協会の設立目的、事業目標等は別添
『定款、趣旨および事業計画書』のとおりで
あるが、韓国政府および他から^の物的援
助は現状ではほとんど皆無であり、また
被爆者の治療、生活補助等について

^権 国内的な新約に因りては実現できず、上
 記事業計画は資金のため全く具体化し
 得ない事情にある。現在協会は^{の期}喪代表
 理事の私余で賄われてゐる。

(注) 喪代表理事は喪義、現
 駐英大使の実弟である。

近年中、喪理事は全米道の労働者
 援護局に勤務、微用労働者の日本^出遣に
 従事したを正の所有者であり、之より微用
 労働者が被爆者として帰国し、悲惨なる
 生活に呻吟しおることを目撃し、良心的
 な責任感から^{自らの進ん}被爆者救済事業に当ると
 を誓つて去たとの由である。

米共済連盟会長は、反共連盟理事
 を兼ねてゐるが、被害者らが生活苦から

と角 思想的に動搖し易く、朝総連体
 じめ左翼勢力に束せられ易いので、政共
 の觀望から援護率等に考へては趣向
 ある。

(3) 1967年7月末現在協会加入者数^{被害}
 は912名であつたが、その後毎日のよう
 に加入申請があり、11月初め現在では
 1496名(そのうち死亡したものが235名)
 に上つてゐる。^{2のほかに}協会側では未加入被害
 者はなお相當數に達するものと推定して
 いる。地域別には慶尚南北道、釜山
 市、忠清北道、ソウル市が^{多い}多く、7月末
 現在^の協会の数字によれば、全被害者の75%が
 これらの地域に居住してゐる。

現在重症者は39名である。

(4) これら被害者の80%は、帰国にいらり
治療のため家産を蕩尽し、その生活は
困窮を極め、物質的、精神的不安のた
めほとんど絶望的となっている。

これら被害者は病名を「サドメ」とはつ
てりいたことが「矢張り」と謝している。(中
には私費でもよいかから日本に行き治療
を受けた」というものもある)。現在韓
国には、系力院放射線医学研究所で
研究物にかつ小規模に取扱っている以外に
は原爆症の専門医なく、韓国で治療を
負けることはほとんど不可能な実情である。

(5) なお、妻代表理事は、協会が資金
難の儀のため十分な援護活動がとれない
~~ため~~一部会費が協会には無断で、例

文は「11月4日 日本大使館に去向のた
 陳情国の如く、韓国政府当局におよび関係
 不~~田~~に積極的陳情運動を~~行ない~~^(行ない)~~おこな~~
~~が~~^が、彼らの真情~~を~~^をを~~把握~~^{把握}した~~た~~^たを
 旨述べていた。

この裏

~~下記~~ 下記資料を添^{以上}之、何ら即ち
 ちが報告する。

記

- 1. 定款、趣旨および事業計画書。
- 2. 1967年7月末現在 現況説明書 (韓国
 原爆被害者援護協会作製)。
- 3. 援護協会が英字新聞に掲載した原稿

(3)

別紙添付